条第一項に規定する賠償負担金をいう。）をその接続供給の相手方又はその供給区域内に供給区域がある配電事業者から回収しなければならない。

2　一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の十第一項の通知に従い、各原子力発電事業者（次条第一項に規定する原子力発電事業者をいう。）ごとに賠償負担金相当金（第四十五条の二十一の十第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）を払い渡さなければならない。

（賠償負担金の額の承認）

第四十五条の二十一の九　原子力発電事業（自らが維持し、及び運用する原子力発電工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業をいう。以下この項及び第四十五条の二十一の十二第三項第二号において同じ。）を営む発電事業者（以下この条、次条及び第四十五条の二十一の十二第一項において「原子力発電事業者」という。）は、その運用する原子力発電工作物及び廃止した原子力発電工作物（旧原子力発電事業者（当該原子力発電事業者が営む原子力発電事業に相当する事業を営んでいた者をいう。以下この条において同じ。）が廃止したものを含む。）（第三項及び第四十五条の二十一の十二第一項において単に「原子力発電工作物」という。）に係る原子力損害（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第二項に規定する原子力損害及びこれに相当するものをいう。）の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に原価として算定することができなかったものを、一般送配電事業者（沖縄電力株式会社を除く。以下この条、次条、第四十五条の二十一の十二及び第四十五条の二十一の十三において同じ。）から回収しようとするときは、回収しようとする資金（次条第一項に規定する賠償負担金をいう。）をその接続供給の相手方から回収しなければならない。

2　一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の四第一項の通知に従い、各原子力発電事業者（次条第一項に規定する原子力発電事業者をいう。）ごとに賠償負担金相当金（第四十五条の二十一の四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）を払い渡さなければならない。

（賠償負担金の額の承認）

第四十五条の二十一の三　原子力発電事業（自らが維持し、及び運用する原子力発電工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業をいう。以下この項及び第四十五条の二十一の六第三項第二号において同じ。）を営む発電事業者（以下この条、次条及び第四十五条の二十一の六第一項において「原子力発電事業者」という。）は、その運用する原子力発電工作物及び廃止した原子力発電工作物（旧原子力発電事業者（当該原子力発電事業者が営む原子力発電事業に相当する事業を営んでいた者をいう。以下この条において同じ。）が廃止したものを含む。）（第三項及び第四十五条の二十一の六第一項において単に「原子力発電工作物」という。）に係る原子力損害（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第二項に規定する原子力損害及びこれに相当するものをいう。）の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に原価として算定することができなかったものを、一般送配電事業者（沖縄電力株式会社を除く。以下この条、次条、第四十五条の二十一の六及び第四十五条の二十一の七において同じ。）が行う接続供給によって回収しようとするときは、回収しようとする資金（以下この条及び次条において「賠償負担金」という。）の額について、五年ごとに、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2　前項の承認を受けようとする原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の八の賠償負担金承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三　［略］

3　経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一・二　［略］

三　各一般送配電事業者ごとの回収すべき賠償負担金の額が、旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に発電した原子力電気（原子力発電工作物を用いて原子力を変換して得られる電気をいう。第四十五条の二十一の十二第三項第二号において同じ。）の供給に係る契約の内容に照らし、適正かつ明確に定められていること。

第四十五条の二十一の十　［略］

第五節の四　［略］

（廃炉円滑化負担金の回収等）

第四十五条の二十一の十一　一般送配電事業者（第四十五条の二十一の十三第一項の通知を受けた者に限る。以下この条において同じ。）は、当該通知に従い、廃炉円滑化負担金（次条第一項に規定する廃炉円滑化負担金をいう。）をその接続供給の相手方又はその供給区域内に供給区域がある配電事業者から回収しなければならない。

2　一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の十三第一項の通知に従い、各特定原子力発電事業者（次条第一項に規定する特定原子力発電事業者をいう。）ごとに廃炉円滑化負担金相当金（第四十五条の二十一の十

下この条及び次条において「賠償負担金」という。）の額について、五年ごとに、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2　前項の承認を受けようとする原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の二の賠償負担金承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三　［略］

3　経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一・二　［略］

三　各一般送配電事業者ごとの回収すべき賠償負担金の額が、旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に発電した原子力電気（原子力発電工作物を用いて原子力を変換して得られる電気をいう。第四十五条の二十一の六第三項第二号において同じ。）の供給に係る契約の内容に照らし、適正かつ明確に定められていること。

第四十五条の二十一の四　［略］

第五節の三　［略］

（廃炉円滑化負担金の回収等）

第四十五条の二十一の五　一般送配電事業者（第四十五条の二十一の七第一項の通知を受けた一般送配電事業者に限る。次項において同じ。）は、当該通知に従い、廃炉円滑化負担金（次条第一項に規定する廃炉円滑化負担金をいう。）をその接続供給の相手方から回収しなければならない。

2　一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の七第一項の通知に従い、各特定原子力発電事業者（次条第一項に規定する特定原子力発電事業者をいう。）ごとに廃炉円滑化負担金相当金（第四十五条の二十一の七第